

摘発事例

摘発事例①

令和7年6月、退去命令を受けたミャンマー人の供述から、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を有する複数のミャンマー人に対し、虚偽内容の書類を作成・提供した疑いのあるミャンマー人ブローカーの存在が浮上したため、強制調査を実施し、同ブローカーについて偽変造文書の作成・提供容疑で摘発した。

摘発事例②

令和7年7月、不法残留外国人から、埼玉県内のトルコ人が経営する解体業者で稼働していた旨の供述が得られたことから、同供述を基に調査を進めたところ、同解体業者で複数の不法滞在外国人が稼働していることを確認したため、関係機関と合同で、ベトナム人10人を不法残留及び資格外活動容疑で摘発した。

摘発事例③

令和7年11月、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を有する複数のスリランカ人が、集団でクリーニング工員として稼働している状況であったことから、強制調査を実施し、派遣元事業者の代表取締役で在留資格「経営・管理」を有するスリランカ人を不法就労助長容疑で摘発した。

摘発事例④

令和7年7月、複数の地方出入国在留管理官署において、在留カード再交付申請を悪用した他人名義の在留カード取得事案が相次いだところ、同年11月、各官署が協力・連携し、同事案の中心人物と目されたベトナム人を偽造在留カード行使容疑で摘発した。

送還事例

送還事例①

中近東出身の被退去強制者は、退去強制令書が発付された後も難民等認定申請を繰り返して頑なに送還を忌避し続けた結果、不法残留期間が約18年に及んでいたところ、引き続き、自発的に帰国する意思が見込めなかったことから、5回目の難民等認定申請中であつたが、送還停止効の例外規定を適用の上、護送官を付して本国向け送還した。

なお、同人は、送還前に収容されていた際に、自らの送還を妨害等するように外部に発信していたことから、関係機関等と緊密に連携し、その協力を受けて無事送還に至ったものである。

送還事例②

南アジア出身の被退去強制者は、我が国に在留中に条例違反(痴漢)により罰金20万円の略式命令、強制わいせつ致傷により懲役4年、強姦致傷により懲役6年の実刑判決を受け、退去強制令書が発付されたものであるところ、3回にわたり難民等認定申請の不認定告知を受けたにもかかわらず、引き続き自身の難民性を主張して頑なに送還を拒んだ上、当局収容中には仮放免許可を得ることを企図して官給食の摂食を拒否するなど、自発的な帰国意思が認められなかったため、護送官を付して本国向け送還した。

送還事例③

南西アジア出身の被退去強制者は、難民認定申請を6回繰り返し、また、退去強制令書が発付された後も長期間にわたり送還を拒んでいた上、自らの意思により官給食等の固形物の摂食を拒否していたことから、健康状態について特別な配慮を必要としたところ、複数の医師による診察を経て送還に支障がないことを確認後、護送官及び医師を付して本国向け送還した。

送還事例④

中近東出身の被退去強制者は、過去に護送官を付して本国向け送還したものであつたがその後、上陸拒否期間中に2回にわたり本邦に上陸しようとしたところ、1回目は上陸申請後の退去命令処分に従って出国したものの、2回目においては、退去命令処分に従わなかったことから、退去強制手続を執った上で退去強制令書が発付後、護送官を付して速やかに本国向け送還した。

長期収容・送還困難事例

長期収容事例①

強盗致傷等により3年以上の実刑に処せられ、刑期満了後に退去強制令書により収容された後も送還を拒んでいる東アフリカ出身の被収容者については、送還に必要な旅券の発給について国籍国の協力が得られていないことから、速やかな送還が困難となっているところ、本人自身が監理措置等による出所を拒否しており、当庁施設における収容が長期化している。

長期収容事例②

我が国に不法入国した後、入管法違反及び薬物関係法令違反により3年以上の実刑に処せられ、刑期満了後に退去強制令書により収容された後も送還を拒んでいる中近東出身の被収容者については、送還に必要な旅券の発給について国籍国の協力が得られていないことから、速やかな送還が困難となっているところ、本人が監理措置等による出所を拒否しており、当庁施設における収容が長期化している。

なお、この被収容者は、「入管の医師は信用できない。」と一貫して主張し続けており、収容後、庁内診療及び外部医療機関において診療を受けることを頑なに拒否している。

送還困難事例

東南アジアの一部の国については、被収容者が有効期間を経過した旅券や身分証明書等を所持していたとしても、帰国用旅券の早期発給がなされず、同国政府に対し、累次にわたり早期発給の申入れを行っているにもかかわらず、発給までの期間が数か月に及ぶ事案が多発している。そのため、同国出身の被収容者が早期帰国を希望する場合であっても、旅券が発給されるまでの間は収容を継続せざるを得ず、結果として収容が長期化していることから、そのような状況に不満を抱いた同国出身の被収容者が、収容されている居室への帰室を集団で拒むといった事例が発生している。